

# 令和6年 第9回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年11月29日(金) 14時50分 から 16時20分

2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎3階委員会室A

3. 出席委員 11名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

## 4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請及び意見の聴取について

第6 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

第8 議案第5号 あっせん委員の指名について

第9 議案第6号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

第10 その他

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主任 武田 翔太

## 開会

事務局長	只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和6年東神楽町農業委員会第9回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は3番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、花と緑の我が郷土に、夢と希望もてる生産性の高い農業の育成に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## あいさつ

会長	はい。皆さんこんにちは。東神楽町農業委員会第9回通算747回総会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、根雪になろうかと思うほどの足元の悪い中、参加出席いただきありがとうございます。今年に入り、衆議院の選挙がありまして、私が驚いているのは9月・10月・11月と、月毎に農林水産大臣が異なるということで大丈夫かと思ったりしています。最近の農業新聞にも載っていましたが、2027年、令和9年から水活の見直しをということで、財務省から飼料米について交付金対象から外そうという話しも出ていて、全体的な見直しを財務が農水へ迫ってくるのではないかと、色々な場面で心配しております。各担当農業委員も苦勞されていることと思いますが、協力し合いながら進めていければと思います。総会ですが、案件も多ありますが、1つ1つ慎重審議よろしく願います。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、3番蒔田委員、4番野々瀬委員、よろしく願います。
----	---------------------------------------------------------

## 【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
宮原係長	はい。令和6年10月30日以降における農業委員会の概況について報告いたします。11月8日、あっせん委員会が行われまして、島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、野々瀬委員、栗本委員、西村委員、前田委員、伴野竜太委員に出席いただいております。皆さん、お忙しい中、また長時間に渡りありがとうございます。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。

## 【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	日程第3報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。
宮原係長	はい。今回は2件あがってきております。資料は3・4ページになります。前年度より変更点もなく、報告書類により、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしていることを報告させていただきます。以上です。
会長	ありがとうございました。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	日程第4議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明いたします。まず11番、事務局よりお願いします。
武田主任	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。今回3件ございます。番号11番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積16,513㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、11月1日。土地の引渡日、11月28日となっております。合意解約となっております。当初契約期間、平成30年3月30日から令和10年1月31日までの強化法の解約となっております。こちら売買に関しまして、買主は同じ〇〇さんなのですが、〇〇さんが借主であったということで、買主は父親である〇〇さん、人格が異なるということで1度解約いたします。
会長	続きまして、番号12。
武田主任	番号12番です。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積5,622㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、11月1日。土地の引渡日、11月28日となっております。合意解約となっております。当初契約期間、令和4年3月28日から令和13年11月30日までの強化法の解約となっております。こちらの解約については、買主が変わるためのものとなります。以上です。
伴野代理	続きまして、会議規則15条の規定によりまして、〇〇、〇〇の退席を求めます。番号13番。
武田主任	13番です。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積2,718㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇。解約成立日、11月1日。土地の引渡日、11月30日となっております。合意解約となっております。当初契約期間、令和5年11月1日から令和8年11月30日までの強化法の解約です。こちらについては、賃貸面積の変更等に伴い解約いたします。以上です。
伴野代理	農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約と致します。

【議案】農地法第5条の規定に基づく許可申請及び意見の聴取について

会長	続きまして、日程第5議案第2号、農地法第5条の規定に基づく許可申請及び意見の聴取について事務局より説明願います。
武田主任	はい。農地法第5条の規定に基づく許可申請及び意見の聴取についてご説明いたします。番号1番です。別添資料もご覧ください。土地の所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が1,229㎡。民有地となっております。転用の目的と転用の計画内容ですが、駐車場等への転用ということになっております。内容は駐車場414㎡、雪捨て場146.85㎡、通路668.15㎡ということになっております。こちら農振農用地区域内の農用地であります。除外予定となっております。都市計画区域内の市街化調整区域となっております。土地の所有者は〇〇さん、転用者は〇〇です。〇〇さんの敷地が手狭になったことにより、今回やむを得ず、店の向かいの農地を転用するものです。審査の内容につきましては、別添資料をご覧ください。農地区分は〇〇より300m以内の市街化が見込まれる農地であるため3種農地として判定できます。したがって原則許可といった案件となります。別添の土地利用計画図により必要最低限の転用であることも確認できるかと思

	います。この場では、農地区分及び一般基準並びに許可の可否を審議し、今日の総会後に、北海道農業会議にて行われます常設審議会に意見聴取をします。そこで今回の転用が許可相当となった場合に限って、会長専決にて決定し許可書を交付することとなります。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。北海道農業会議常設審議委員会に意見聴取し、意見が許可相当と一致した場合に限り、会長専決により許可決定します。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きます。日程第6議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については、変更点のみ説明します。事務局より説明お願いいたします。
武田主任	はい。今回、所有権移転が11件、利用権設定の新規案件が4件、継続案件が13件となっています。43番。所有権移転を受ける者、北海道農業公社。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が44,830㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限は令和7年1月10日までとなっております。売買価格16,696,000円。反当価格400,000円となっております。こちら農地売買等事業に係る買入の案件となっております。以上です。
会長	担当、伴野代理。
伴野代理	ただいま事務局から説明のあったとおりでありますけど、この農地〇〇区で長年農家をやっておられましたが、〇〇さんが今年亡くなられて、娘さんの〇〇さんが所有者となられたのですが、今回国営事業の設計が入ることもあり、これを機に農地を売買したいとの申し出があった訳ですが、協議の結果、現耕作者である〇〇さんが妥当であると話しを進めていたところ、公社案件となったものであります。問題なからうと思っておりますが慎重審議よろしくをお願いいたします。
会長	ありがとうございます。この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きます44番。
武田主任	44番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が43,019㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限が令和7年3月31日までとなっております。売買価格については、18,600,000円。反当価格は450,000円となっております。こちら農地売買等事業に係る早期売渡の案件となっております。前所有者は〇〇さんです。当初売渡予定は、来年9月とのことでしたが、金銭面・準備金等の兼ね合いから、今回早期売渡となっております。
会長	ありがとうございます。担当、安藤委員。
安藤委員	ただいま事務局の説明があったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、まだまだ意欲的に取り組まれ何ら問題ないかと思っております。慎重審議よろしくお祈りいたします。
会長	ありがとうございます。この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きます45番。
武田主任	45番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が20,709㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の

	支払い期限、令和6年12月31日までとなっております。売買価格8,530,000円。反当価格は田が7枚あるうちの宅地脇の転作田が350,000円。ほか6枚が450,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	ただいま事務局の説明のとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、昨年に〇〇さんの〇さまが亡くなられて、所有者が〇〇さんとなりました。今回のあっせんについては、隣りにお住いの〇〇さん、現耕作者である〇〇さんに快く引き受けていただいた案件となります。こちら中央8区まで〇〇さんが耕作をされていまして、入り口にもなるため是非欲しいとの話しもありました。また、施設園芸・水稲経営をされており、経営にも何ら問題ないと思います。慎重審議よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございます。この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして46番。
武田主任	46番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が12,414㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限、令和6年12月31日までとなっております。売買価格4,950,000円。反当価格450,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、栗本委員。
栗本委員	ただいま事務局から説明のありましたとおりであります。昨年、〇〇さんからお話しがありまして、賃貸をしていた〇〇さんに売買をとの話しを進めており、前向きに検討してもらっていたのですが、今年、〇〇さんが脳梗塞になられ買えないことになり、あっせん相手として同じ行政区で隣接地を耕作されている〇〇さんにお話しをしたところ、購入の意思があるということであっせん候補者にあげさせていただきました。〇〇さんにおかれましては、皆さんも承知のとおり後継者もおり立派に経営されていますので問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ありがとうございます。この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして47番。
武田主任	47番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が16,513㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限、令和6年12月31日までとなっております。売買価格1,995,000円。反当価格は、地番図の10-73が150,000円。ほか2筆180,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございました。担当、伊藤委員。
伊藤委員	ただいま事務局から説明のあったとおりなのですが、この〇〇まわりに来年から国営緊急農地再編整備事業が入るため、それに伴った売買が行われます。〇〇さんからあっせん申出がありまして、賃貸されていた〇〇さんにお話しをしたところ快く引き受けていただきました。この場所ですが、〇〇号線のところが180,000円。その右手が150,000円となります。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして48番。
武田主任	48番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が4,712㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限、令和6年12月31日までとなっております。売買価格500,000円。反当価格は150,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、伊藤委員。
伊藤委員	こちら来年度の工事が始まる前に売買をしたい旨、〇〇さんからあっせん申出がありました。こちらの農地ですが、これまで〇〇さんご本人の名前で作業委託をかけていました。先ほど〇〇さんの農地の下で、その下も〇〇さんが耕作されていることから、〇〇さんどうですかということで話しがまとまりました。先ほど〇〇さんの150,000円とさせていただいた農地の隣接地であることから、反当価格を150,000円と設定させていただきました。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして49番。
武田主任	49番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が11,281㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限、令和6年12月31日までとなっております。売買価格2,143,000円。反当価格は220,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、伊藤委員。
伊藤委員	こちら来年度の工事が始まる前に売買をしたいと申出のあった案件です。〇〇さんにつきましては、ご自身で作られていたのですが、国営の設計を考慮したうえ〇〇さんへとなったものです。反当価格ですが、条件の良いところで最高250,000円といったところではあるのですが、200,000円から250,000円を高台の平場で設定しており、間を取って220,000円に落ち着きました。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして50番。
武田主任	50番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が7,629㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限、令和6年12月31日までとなっております。売買価格1,371,000円。反当価格は220,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、伊藤委員。
伊藤委員	こちら国営工事前のあっせんということであがってきました。〇〇さんにおかれましては、今年まで水稻をされていましたが、この通作部分のみあっせんということで、隣接地を作られている〇〇さんをお願いしたところ快く引受けていただきました。先ほどの農地に隣接するところであるため単価も220,000円と決めさせていただきました。慎重審議のほどよろしく願いいたし

	ます。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして51番。
武田主任	51番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が11,766㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限、令和6年12月31日までとなっております。売買価格2,127,000円。反当価格は220,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、伊藤委員。
伊藤委員	こちらも国営工事前のあっせんということで、〇〇さんが賃貸をされていたので、お聞きしたところ快く引き受けていただきました。先ほど3件と隣接する場所で、反当220,000円と設定させていただきました。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ありがとうございます。担当者からの説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして52番。
武田主任	52番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が5,622㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限が令和6年12月31日までとなっております。売買価格1,170,000円。反当価格は220,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、伊藤委員。
伊藤委員	最後になります。こちら国営工事前のあっせんであり、こちら〇〇さんの農地ですが、〇〇さんが借りていたのですが、工事後、現在〇〇さんが耕作されている農地と一緒にすることから、この一部だけあっせんとなりました。こちら先ほどの場所から少し離れたところになりますが、220,000円ということで決めさせていただきました。〇〇さんにおかれましては、〇〇で1番、水稻を作っていたいて、国営工事が入り作付けできないところも出てきて、まだまだ広げたいと意欲もあります。何ら問題ないと思います。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして53番。
武田主任	53番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が6,668㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限、12月31日までとなっております。売買価格667,000円。反当価格は100,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局から説明のあったとおりであります。〇〇さん所有農地に隣接する〇〇さん名義の農地になり、これまで〇〇さんが賃貸をされていたが、今回売買となったものになります。尚、〇〇さんにおかれましては、後継者もおられないということで、今後は農地規模を縮小されていき、〇〇も手放していくことになるかと聞いております。農地の価格についてですが、畑ということで反

	当100,000円とさせていただきます。〇〇さんにつきましては、現在も規模拡大中でして問題ないかと思いますが慎重審議よろしくお願いたします。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして、これからは利用権設定関係になります。54番、55番に関しましては関連性があるため事務局から一括説明したのちに、担当者から一括説明していただきたいと思います。
武田主任	はい。それではまず54番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか11筆。総面積が45,698㎡。貸借権の設定、賃貸借。利用権設定の始期は、12月1日から令和16年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は560,000円で、反当価格は14,000円となっております。55番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が1,285㎡。貸借権の設定、使用賃貸借。利用権の設定の始期、12月1日から令和16年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は無償となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、西村委員。
西村委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。補足しますと〇〇さんが体調を崩され賃貸が難しいので、今後賃貸をしてもらえる方を探していただきたいとお話しがありました。同じ行政区内で探しましたが見つからなかったため、行政区は違いますが隣接する農地を耕作されている〇〇さんをお願いしたところ快く引き受けていただきました。令和2年に基盤整備が終わりこれまで〇〇さんが転作で小麦を作ってこられました。〇〇さんが来年から水稲を作られるそうなので水活の水張り問題はないかと思います。図面を見ていただきたいのですが、道路沿いの840㎡の田ですが、こちら大きな田から水落としをして水を確保することはできるのですが、畔がなく排水機能もないと難のある場所です。〇〇さんの方で畔を作り水張りをするというので、賃貸料を無償とさせていただきます。排水口に関しましては、畔がついたタイミングで国営推進室の方でつけてもらえることとなっています。契約期間は、お互いに長い付き合いをということでありましたので、10年とさせていただきます。賃貸料は、大きい方を14,000円。問題ないかと思いますが、慎重審議よろしくお願いたします。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長代理	会議規則15条の規定により、〇〇、〇〇の退席を求めます。56番。
武田主任	56番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が3,564㎡。貸借権の設定、賃貸借。利用権の設定の始期は、12月1日から令和16年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は27,000円。反当価格は田14,000円、畑で7,000円となっております。以上です。
会長代理	担当、西村委員。
西村委員	ただいま事務局の方から説明のあったとおりです。補足しますと、図面〇〇-〇〇の内〇〇緑部分になりますが、昨年まで〇〇さんが耕作されていましたが、高齢のため耕作をすることが難しいとの話しを受けました。先ほど解約案件でもありましたが、隣接する土地を〇〇さんで賃貸されて

	いましたので、今回その部分も含め新たに契約するものです。問題ないかと思いますが、慎重審議よろしく願いいたします。
会長代理	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長代理	それでは決定いたします。
会長	続きまして57番。
武田主任	57番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が3,675㎡。貸借権の設定、賃貸借。利用権設定の始期は、12月1日から令和16年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は、5,279円で、反当価格は田8,000円となっております。以上です。
会長	担当、私です。所在ですが、〇〇号線に面した〇〇号、〇〇号の間、左に向かって〇〇となります。〇〇さんに聞いたところ、この2箇所については記憶にないほど昔から40年以上は水田を作っていないということでした。前者の方が契約満了となりまして契約更新はしないということで、今回相手方を探し、この周りを耕作している〇〇さんをお願いすることになりました。こちらの単価設定ですが、畔がない、水張りが困難、排水もない、石も多く転作をしていた農地で、状態が悪いため、双方話し合いのうえ反当8,000円とし、期間は10年間となりました。〇〇さんにおかれましては、皆さんご存知のとおりお二人の後継者もおりますので何ら問題ないかと思えますけど慎重審議よろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして58番。
武田主任	ここからは、継続案件となりますので、変更点のみお伝えいたします。58番。賃貸期間7年から10年へ変更。59番～61番。変更点なし。62番。賃貸期間3年から10年へ変更。63番。変更なし。64番。賃貸期間3年から5年へ変更。65番。賃貸期間3年から7年へ変更。66番、67番。変更点なし。68番。賃貸期間3年から5年へ変更。以上です。
会長	58番から68番まで、皆さんからご意見等ございませんか。それでは決定します。
会長	この後の69番、70番ですが、会議規則15条の規定により〇〇の退席を求めます。それでは事務局お願いします。
武田主任	69番、70番、変更点なしです。以上です。
会長	こちら決定してよろしいですか。
各委員	(はいとの声)
会長	それでは70番まで決定いたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

会長	続きまして、日程第7議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について事務局より説明願います。
武田主任	はい。それではこちら農用地の買入協議について説明いたします。今月は2件となっております。番号4番。申出人、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が39,299㎡。あっせんの申出年月日が、9月30日となっております。面積が広大であり、あっせん

	での調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	担当、私です。こちらの案件ですが、〇〇さんとの契約満了に伴い、〇〇さんから売買の申出がありました。事務局から説明のあったとおり、あっせん調整がうまくいかなかったためこのような形となりました。以上です。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは続けて5番。
武田主任	番号5番。申出人、〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか5筆。総面積が151,752㎡。あっせんの申出年月日が、10月7日となっております。面積が広大であり、あっせんでの調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局から説明のあったとおりであります。〇〇さんにおかれましては、今後規模縮小を考えていまして、今回は約15町手放すこととなります。問題ないかと思いますが慎重審議よろしくをお願いします。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	申出者及び公社へ買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第8議案第5号、あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
武田主任	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。19番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積20,210㎡。20番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積21,256㎡。21番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積19,629㎡。22番申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか12筆。総面積31,725㎡。23番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積15,042㎡。24番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積21,378㎡。25番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積4,142㎡。26番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。総面積25,141㎡。27番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積44,697㎡。すべて農振農用地区域内で申し出理由売買です。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。あっせん委員の指名ですが会長一任でよろしいですか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは指名させていただきます。19番、伴野代理、伊藤委員、私です。20番、伴野代理、伊藤委員、私です。21番、伴野代理、伊藤委員、野々瀬委員、前田委員。22番、伴野代理、伊藤委員、蒔田委員、北山委員。23番、伴野代理、伊藤委員、私です。24番、伴野代理、伊藤委員、私

	です。25番、伴野代理、伊藤委員、蒔田委員。26番、伴野代理、伊藤委員、蒔田委員、北山委員。27番、伴野代理、伊藤委員、前田委員、伴野竜太委員。以上よろしく願いいたします。
--	----------------------------------------------------------------------------------------

【議案】東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

会長	続きます、日程第9議案第6号、東神楽町農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明願います。
武田主任	はい。それでは東神楽町農業振興地域整備計画の変更につきまして、説明いたします。議案第6号資料と書かれたものになります。産業振興課より農振農用地の編入及び除外の意見照会をいただいております、当委員会にて審議し問題なければその旨回答するような形となっております。来年度の地域計画策定に係りまして地域計画内の農地と農振農用地の農地は同一であるとの話があり、現在策定中の地域計画において、地域計画に入れない農地は、農振から除外しますし、地域計画に入れる農地で、農振に入っていない所は編入するという作業を行った結果、今回、多数の筆について変更が生じるといったものとなります。産業振興課による職権という形で、全体的に見直しさせていただければと思います。よろしく願いいたします。
会長	事務局から説明ありましたが、なかなか筆数も多く全てを把握するのは難しいですが、産業振興課及び事務局に任せるということで、支障ないということで回答してよろしいでしょうか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは、支障ないとして意見を付し、回答します。

【その他】

会長	続きます、日程第10その他についてお願いいたします。
事務局	①12月総会の日程について ②令和6年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について ③道外研修等について